

紙おむつの電子申請

(日常生活用具給付事業)

窓口に行かなくても、スマホやパソコンから申請ができます。

(今までどおり紙の申請書での申請もできます。)

【電子申請の手順】

- ① 事前に業者と購入内容について相談してください。
- ② 身体障害者手帳の「顔写真のページ」と「障害内容のページ」を撮影するか、スキャンしてください。
- ③ スマホやパソコンで申請サイトへアクセスしてください。



➤ 申請サイト URL : <https://logoform.jp/form/vZNt/729912>

➤ 坂井市ホームページから

ホーム> 申請・届出> オンライン手続き検索

キーワード検索 : おむつ

または

カテゴリー検索 : 040_社会福祉・障がい福祉

申請

ボタンを押下

- ④ 必要事項を入力し、手帳の写真を添付して送信してください。
※ 1 回の申請につき、最大で 6 か月分を申請できます。ただし、給付券は 2 か月分で 1 枚となります。また、年度で区切るため、例えば、12 月分から申請する場合「12 月～翌年 5 月の 6 か月分」という申請はできません。「12 月～翌年 3 月の 4 か月分」となります。

- ✓ 業者から市宛ての見積書を預かっている場合は原本を市役所へご提出ください。
- ✓ 給付券や委任状は今までどおり紙での発行になります。
- ✓ 申請後、給付決定まで 2 週間程度かかります。ただし、新年度分（4 月分）については、新年度事業の予算が成立する市議会最終日（3 月下旬）以降の給付決定となりますのでご了承ください。また、4 月分の給付券は 4 月に入ってから使用してください。
- ✓ 令和 7 年 4 月分から、給付基準額が変わる予定です。確定情報は 3/24 以降に市のホームページをご確認ください。必要に応じて、申請前に業者と購入内容についてご確認ください。

新基準額（予定）：12,800 円/月（旧：12,000 円/月）

※併せて、対象用品を「紙おむつ（尿とりパッドを含む）、おしりふき、使い捨て汚損防止シート等衛生用品」に拡大予定。

■お問い合わせ

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄 1-1

坂井市役所 社会福祉課

電話：0776-50-3041 FAX：0776-68-0324